

心眼 ハート♡あいず 会則

1 名称

名称を「心眼 ハート♡あいず」とする。

2 目的

- 視覚障害児・者のみならず、この会に賛同する会員同士の交流の場を提供する。
- 参加者同士で情報を交換し、さまざまな価値観を持った成人との出会いの場を作ることで、視覚障害児にとっては将来への自立に展望を持つことができる場とする。
- 生活の質の向上のため、日頃抱えている生活上の課題等について出し合い、必要な福祉情報について学習する場とする。
- 行政、教育、福祉機関等と連携を取りながら視覚障害についての理解啓発を行う。

3 活動名 「見え方が気になる子どもの育ちをサポートし未来を拓く」

・・・・・・・・目で見ると手で見る・心で見ると・・・・・・・・

4 活動内容

- (1) 2か月に一回程度交流会を行う。
- (2) 福祉情報や視覚障害児・者の子育てについて情報交換会や学習会を行う。
- (3) 視覚障害に関する理解啓発活動を行う。
- (4) その他、本会の目的達成に必要な活動を行う。

5 会員の種類と会費

- (1) 会員はこの会の趣旨に賛同し希望する者とする。
- (2) 会員は視覚障害児・者本人、保護者、関係機関職員、一般有志の希望者とする。
- (3) 会費は、一人年間1000円とする。
- (4) 活動に応じて参加費を徴収することがある。

6 役員 本会に以下の役員を置き、互選とする。

- (1) 代表 1名 (2) 運営委員 若干名 (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名 (5) 会計監査 1名

7 会議

- (1) 2か月に1回役員による定例会を持つ。
- (2) 活動内容企画立案、活動準備、広報、予算、決算について協議する。

8 会計

- (1) 本会の活動資金は、会費、アンビシャス助成金(毎年1月申請)、寄付金、その他からなる。
- (2) 予算案は役員会で協議、承認する。
- (3) 決算書は会計監査役の監査を受け、その後役員会の承認を得る。
- (4) 会計年度は毎年4月1日より3月1日とする。

9 その他

詳細については別に定める。

10 この会則は平成27年1月25日より発効する。